

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年4月から同年6月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで

一昨年、マスコミで年金記録問題が話題となり、自分自身の年金のことが心配になって、社会保険事務所(当時)に問い合わせをしたところ、未納が分かった。

申立期間は3か月ごとに私自身が国民年金の保険料をA町役場(現在は、B市C区役所)に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月といずれも短期間であり、申立人は、婚姻後も国民年金に任意加入し、保険料の納付を行い、両申立期間以外の国民年金加入期間に保険料の未納がないなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は3か月ごとに保険料を納付していたと証言しているところ、事実、A町役場(当時)作成の国民年金被保険者名簿から、いずれの申立期間においても、前後の期間は保険料が納付済みである上、昭和50年7月から同年9月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の保険料は3か月単位で納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは無いことから、納付意識の高い申立人がいずれの申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和46年8月に母が病気になったため姉妹で看病していたが、病気が長引きそうになったので、私は46年9月にそれまで勤めていた会社を退職した。昭和46年10月ごろにA町役場（現在は、B市C区役所）において国民年金の加入手続きを行い、保険料は私が地区の集金人に納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続きも適正に行っているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和46年9月26日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料について現年度納付が可能であったことから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、昭和49年4月から同年6月までの保険料については、申立人が所持しているA町役場（当時）作成の「国民年金保険料領収カード」の押印記録に基づき平成20年7月1日付けで未納から納付済みに記録訂正が行われている一方、申立人が国民年金手帳送付時に同封されたとする同カードには領収印が押されているにもかかわらず、申立人が昭和49年9月にA町役場から送付

されたとする国民年金手帳には領収印が無い上、B市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）においても当該期間が未納とされているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった形跡がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B課（現在は、A県C課）における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から35年4月1日まで

「ねんきん特別便」が届き、厚生年金保険の加入記録に不一致があったため社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、A県B課に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間は、人事記録において臨時的任用職員として継続して勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA県人事課が作成した履歴書（発令事項）から、申立人が申立期間において臨時的任用職員としてA県B課に勤務していたことが確認できる。

また、臨時的任用職員については、「A県臨時的任用職員及び非常勤職員取扱要領」により、「失業保険、健康保険等については法令の定めるところにより加入させる。」こととされていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人の業務を補助していた臨時職員二人は、厚生年金保険の加入記録が確認できる上、当時のA県職員であった事務吏員は、「臨時職員が厚生年金保険に加入しているのであれば、当然、臨時的任用職員であった申立人も厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA県B課における昭和34年5月の社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和34年6月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年12月16日から35年1月10日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年12月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年12月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から35年1月10日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した期間の大部分が厚生年金保険に未加入となっており、納得がいかない。

保管していた履歴書に、昭和28年3月入社の記事があることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から勤務していたとしているところ、オンライン記録から同社が厚生年金保険適用事業所となった昭和32年12月16日に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚7人は、「申立人は、昭和32年12月には既にA社に勤務していた。」と証言していることから、少なくとも申立人は32年12月16日には既に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の当時の総務担当者は、「申立人を含め、従業員全員が厚生年金保険の加入対象者であり、申立人も昭和32年12月16日から厚生年金保険に加入していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和32年12月16日から35年1月10日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち昭和32年12月から34年12月までの標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、32年12月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年12月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間において事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和35年1月10日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る32年12月から34年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月15日から22年5月1日まで

B社勤務時代の友人から養成所入所期間の厚生年金保険加入の問い合わせがあり、社会保険事務所（当時）へ資格取得日の調査を依頼したところ、「申出期間についてはあなたの名前は見当たらない。」と回答を受け取った。

昭和21年4月15日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日からA社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再びC営業所へ配置された。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び事業主の回答から、申立人が昭和21年4月15日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日から22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人が該当する昭和 21 年度の養成所入所者の届出のみを誤ることは考え難い上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたにもかかわらずこれを納付しないということも考え難いことから納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用された時から、養成所に入所した昭和 21 年 8 月 14 日以降の期間を含む 22 年 5 月 1 日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所（当時）がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 21 年 4 月から 22 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年8月から22年3月までは180円、同年4月は60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月10日から22年5月1日まで

A社養成所同期の友人から、養成所入所期間及び修了後の期間を含めた期間を申し立てたと聞き、社会保険事務所(当時)へ自分の資格取得日の調査を依頼したところ、「申出期間についてはあなたの名前は見当たらない。」との回答を受け取った。

昭和21年8月10日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日からA社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再びC営業所へ配置された。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び事業主の回答から、申立人が昭和21年8月10日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日から22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年8月から22年3月までは180円、同年4月は60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が該当する昭和 21 年度の養成所入所者の届出のみを誤ることは考え難い上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたにもかかわらずこれを納付しないということも考え難いことから納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用された時から、養成所に入所した昭和 21 年 8 月 14 日以降の期間を含む 22 年 5 月 1 日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所（当時）がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 21 年 8 月から 22 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年8月から22年3月までは180円、同年4月は60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月10日から22年5月1日まで

A社養成所同期の友人から、養成所入所期間及び修了後の期間を含めた期間を申し立てたと聞き、社会保険事務所(当時)へ自分の資格取得日の調査を依頼したところ、「申出期間についてはあなたの名前は見当たらない。」との回答を受け取った。

昭和21年8月10日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日からA社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再びC営業所へ配置された。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び事業主の回答から、申立人が昭和21年8月10日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日から22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の同僚の人事記録から昭和21年8月から22年3月までは180円、同年4月は60円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が該当する昭和 21 年度の養成所入所者の届出のみを誤ることは考え難い上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたにもかかわらずこれを納付しないということも考え難いことから納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用された時から、養成所に入所した昭和 21 年 8 月 14 日以降の期間を含む 22 年 5 月 1 日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所（当時）がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 21 年 8 月から 22 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月26日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」によると、私は、平成3年3月26日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月1日にB社で同資格を取得していることとなっている。

しかし、両方の会社ともC社のグループ会社で、実際はグループ会社間を異動したのみであり、申立期間においても厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を給与から控除されていた。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、C社からの回答書並びに同社が提出したA社及びB社の賃金台帳から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（平成3年4月1日に同社から同じC社のグループ会社であるB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成3年3月26日と届け出たため、同年3月の保険料を納付していないと回答していることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年8月から22年3月までは180円、同年4月は60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月10日から22年5月1日まで

A社養成所同期の友人から、養成所入所期間及び修了後の期間を含めた期間を申し立てたと聞き、社会保険事務所(当時)へ自分の資格取得日の調査を依頼したところ、「申出期間についてはあなたの名前は見当たらない。」との回答を受け取った。

昭和21年8月10日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日からA社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再びC営業所へ配置された。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び事業主の回答から、申立人が昭和21年8月10日にA社（現在は、B社）C営業所に採用され、同年8月14日から22年2月28日まで同社支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年8月から22年3月までは180円、同年4月は60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が該当する昭和 21 年度の養成所入所者の届出のみを誤ることは考え難い上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたにもかかわらずこれを納付しないということも考え難いことから納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用された時から、養成所に入所した昭和 21 年 8 月 14 日以降の期間を含む 22 年 5 月 1 日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所（当時）がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 21 年 8 月から 22 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した昭和60年3月だけが厚生年金保険加入期間となっていないことが判明した。

申立期間当時の給与明細書も残っており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、この欠落は納得し難い。

このため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員台帳から、申立人の同社の退職日は「昭和60年3月31日」と確認できる上、同社の事業主も、「申立人は、申立期間も勤務していた。」と回答している。

また、A社は、「厚生年金保険料は当月控除である。」としているところ、申立人が提出した昭和60年3月分の給与明細書で、同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社の事業主も、「申立期間の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、A社の総務担当者は、「昭和60年3月31日は日曜日であり、当社の非勤務日であることから、顧問社会保険労務士がその日を離職日としなかったのかも知れない。」と証言している上、顧問社会保険労務士事務所は、「当該日が非勤務日であったため、会社の指示でその日を離職日としなかったのかも知れない。」と証言していることから、事務的な過誤により勤務日であった昭

和 60 年 3 月 31 日を、厚生年金保険被保険者資格喪失日と誤って届け出たものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 60 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失届を行わず、申立期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、事業主が、昭和 60 年 3 月 31 日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になって間もないころ、両親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料は当時同居していた家族の分と一緒に、母が地区の集金人（国民年金委員）に納付してくれたと聞いているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその両親のうち母は既に亡くなっており、父からは証言を得られないため、加入手続や納付の状況が不明である。

また、申立人は、「私が20歳になって間もないころ、両親が加入手続を行ってくれた。」としているが、申立人の所持する年金手帳は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後に発行されたものである上、申立人は別の年金手帳の交付も受けた記憶が無いとするなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえない。

さらに、国民年金手帳記号番号の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、A市役所の国民年金被保険者台帳の縦覧調査においても、申立人に国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から44年11月まで

「ねんきん特別便」を見て20歳から婚姻までの期間が国民年金に未加入になっていると知った。

申立期間当時は、年金のことは父親に任せており、時期が来たら父に聞くつもりでいた。しかし、父が急死した上、実家に保管されていると思っていた領収証等も水害にあって処分したため無くなってしまったと思う。

両親や弟が国民年金に加入して保険料を納付しているにもかかわらず、私が加入していないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとする父は既に亡くなっているため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険事務所（当時）の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年12月1日を資格取得日として45年1月に払い出されていることが確認できる上、A市役所作成の国民年金被保険者カードからも44年12月1日が資格取得日であると確認できることから、申立期間は未加入期間のため納付書が発行されず保険料の納付はできなかったものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は保険料をまとめて納付した記憶が無い上、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年4月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金への加入は、友達から話を聞き昭和39年4月ごろ、私がA市役所B支所（現在は、A市C区役所D出張所）に出向き、窓口の女性に加入手続を行った。その際、国民年金手帳の交付を受けたが、現在は所在不明である。申立期間の保険料は、当時居住していた地区の集金担当者に1年分をまとめて納め、手帳に押印してもらっていたはずなのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月ごろ、自身でA市役所B支所（現在は、A市C区役所D出張所）に出向き、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の現在所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は44年4月1日を資格取得日として、同年4月ごろ払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により、保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和35年10月1日を資格取得日とした国民年金手帳記号番号が36年1月27日に払い出された上、同年4月1日に資格喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間となっていることから、申立人は当該手帳記号番号では保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和39年4月前後(昭

和 39 年 1 月から 44 年 3 月まで)の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は後日まとめて保険料を納付した記憶は無いとしているなど、特例納付をうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月16日から32年9月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、私の年金記録に間違いがあったので、社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険の加入期間について照会したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

私は知人の紹介でA社B事業所に入社し、2年半ほど勤めていた。

年金記録が2か月しかないのは納得できないので、調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所（現在は、C社D事業所）への就職を紹介した同僚が、「申立人は3年くらい勤務していた。」と証言していると主張しているが、当該同僚から証言を得ることができない上、申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった3人の従業員は申立人を記憶していないと証言していることから、申立人が申立期間も引き続き勤務していたことを確認することができない。

また、C社D事業所が保管している厚生年金保険被保険者に係る台帳における申立人の記録は、オンライン記録と一致している上、当該事業所は、「申立期間における保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、年金記録が2か月しかないのは納得できないとしているが、C社D事業所は、「当時の担当者から確認した結果、当時は会社の方針として、数か月の勤務でも社会保険に加入させていた。」と回答しており、複数の従業員も、「当時の社会保険に係る事務手続は適正に行われていたと思う。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 26 日から 34 年 8 月 31 日まで

「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、昭和 28 年 2 月 26 日から 34 年 8 月 31 日までの期間が脱退手当金を受給したことになっていた。

A社を辞めた際、同社から送付されてきた「厚生年金保険被保険者証」に、B社会保険出張所(当時)の張り紙があり、「再就職の時には使用する。」と書いてあったので、平成4年に再就職した会社に提出したところ、同社から「脱退手当金をもらっている。」と説明を受けた。

脱退手当金をもらった記憶は無く、母に聞いてもそのようなお金はもらっていないと言っていたので、厚生年金保険被保険者証を持ってC社会保険事務所(当時)に確認したところ、「脱退手当金をもらっている。」と言われ、厚生年金保険被保険者証に赤い印を押された。

脱退手当金という言葉も知らず、書類を書いてお金をもらった覚えも無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さ

はうかがえない。

さらに、申立期間に係る二つの厚生年金保険被保険者番号はA社を退職した約2か月後の昭和34年11月11日に重複取消整理されていることが厚生年金保険被保険者名簿に記載されており、申立期間の脱退手当金はその約1か月後に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然であるほか、脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、平成4年2月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、C社会保険事務所（当時）における「脱」の表示印影は、厚生年金保険被保険者証に押印された印影とは異なることが確認できるほか、同社会保険事務所は、申立人が相談に訪れた当時は、「脱」表示の印章を使用していないと説明していることから、申立人の所持する厚生年金保険被保険者証に押印された赤い印影は同社会保険事務所によって押印されたものとは考え難い。

そのほか、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 49 年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

私は、A社（現在は、B社）がC支店を開設した昭和48年10月ごろに同社に入社した。その年の12月に結婚した際に支店長に仲人をお願いしたことを記憶しているので、申立期間に勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事索引簿、雇用保険の加入記録及び当時のA社C支店長の証言から、申立人が申立期間において、同社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時は7か月程度の見習期間があった。」と回答している上、オンライン記録から、申立人と同様にA社C支店が開設された昭和48年10月から営業担当として勤務したと証言する同僚は、50年1月1日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間当時、同社は、営業担当の従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人に係るB社厚生年金基金及びB社健康保険組合の加入記録は、いずれも厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 18 日から 35 年 9 月 16 日まで
② 昭和 36 年 5 月 25 日から 38 年 6 月 26 日まで

年金受給手続に社会保険事務所（当時）を訪れたとき、申立期間は、脱退手当金を受けていると知らされ、委任状により支給されていると聞いたが、委任状の意味も知らず書類を見たり押印した記憶も無いので脱退手当金は受けていない。

申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 12 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間である 2 回の厚生年金保険被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者番号で管理されているにもかかわらず、申立期間②の後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず昭和 41 年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月4日から25年1月5日まで

「ねんきん特別便」において、申立期間の年金加入記録が無かったので、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は厚生年金保険に加入していない旨の回答があった。

私は、昭和24年1月4日にA機関B局C事業所で臨時職員として採用され、25年1月5日に本採用となり組合に加入したが、当時、庶務係長から、このままだと年金が支給されないので、勤務証明書をC事業所の所長からもらってくださいと言われ、勤務証明書を交付してもらったことがあるので、申立期間は厚生年金保険に加入していると思っている。

給与明細書等の証拠は無いが、勤務期間の証明書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA機関の人事記録等を保管しているD企業年金基金による勤務期間等に係る申立人への通知書並びに同基金提出の職員名簿、勤務に関する記録及び厚年・企業年金基金加入者台帳から、申立人が申立期間にA機関B局C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D企業年金基金は、「申立期間当時、A機関の出先機関の厚生年金保険の適用については、出先機関の長に任されていた。」と回答しているところ、オンライン記録から、C事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、当該事業所の上部機関として申立人が挙げているE事業所が適用事業所となったのは昭和29年2月1日であることから、申立期間当時はいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を記憶する同僚は、「昭和 24 年 4 月に C 事業所で臨時職員として採用され、25 年 1 月に本採用になった。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該同僚も本採用となる前の勤務期間については厚生年金保険に加入していることが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除された具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。